

(野外焼却) 野焼きは法律で 禁止されています!!

廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、ダイオキシン類などによる人の健康や生活への支障を防ぐため、小規模の廃棄物焼却炉や野外での焼却行為が、原則禁止されています。

違反者には、「5年以下の懲役若しくは1000

万円以下の罰金または、この併料（両方を合わせて科すこと）」に処せられます。

ただし、以下のような場合は、政令で例外とされています。

◆問い合わせ先

谷和原庁舎生活環境課課

☎ 58 - 2111 (内線 8136)

政 令	主な具体例
国、または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼き、道路側の草焼き
震災、風水害、火災その他災害の予防 応急対策、または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害等の応急対策、火災予防訓練
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	正月の「しめ縄、門松など」を焚く行事、卒塔婆の供養焼却
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	焼き畑、畔（水のほとり）の草および下枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤー

※上記の焼却には、ビニールやプラスチック類が混ざらないように気をつけてください。また、野焼き禁止の例外規定とされた行為であっても、生活環境上支障を与え、苦情等のある場合は、改善命令や

各種の行政指導の対象となりますのでご注意ください。また、焼却に伴い、悪臭が生じる場合は「悪臭防止法」で制限されますので、法令違反のないよう、あわせてご注意願います。

ごみから始めましょう

ごみの減量化に向けて

つくばみらい市・常総市・取手市および守谷市のごみ処理場

である常総環境センターは、現在新施設を建設中です。

この施設が完成すると、現在の焼却施設の処理能力351ト/日から258ト/日へ、100ト/日程度、規模が縮小されます。

当地域は人口が増える中、処理能力が3分の2に縮小されることから、市民の皆さんにごみの減量を徹底して取り組んでいただくようお願いしなければなりません。

本市の市民1人当たりが1日に排出するごみの量は、平成10年度で653kg、15年度で735kg、20年度で769kgと過去10年間で116kgも増えています。

これは、現代の大量生産・大量消費・大量廃棄といったライフスタイルがひとつの原因といわれていることから、これまでのスタイルを脱却することで、ごみは大幅に減量できます。

市民一人ひとりのご協力が不可欠です。まず、できることから始めましょう。

● 買い物袋（マイバック）を持つ

参りましょう

● 余分な袋や包装等は断りましょう

● ばら売り・無包装の商品を選びましょう

● 店頭では割りばしやスプーンはなるべく断りましょう

● 買いすぎ・作りすぎに注意して、食べ残しをなくしましょう

● 食材を上手に使って、冷蔵庫をきれいにしましょう

● 生ごみなどは十分に水切りをしましょう

● コンポスト・生ごみ処理機で堆肥にしましょう

● 繰り返し使える容器の商品を購入しましょう

● 詰め替え商品を購入しましょう

● 使い捨ての容器等は使わないようにしましょう

● 資源として回収されているものは、きちんと再使用しましょう

● トレイや紙パックはきれいに洗い、販売店の回収箱に返しましょう

● 新聞・雑誌・段ボールは資源の日に出しましょう

● 衣類は、古着・古布の回収に出しましょう

問 谷和原庁舎生活環境課
☎ 58 - 2111 (内線 8136)